

## 7月から令和5年度の国民年金保険料免除申請の受付が始まります

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難な場合、申請して承認されると保険料が免除されます。未納のままにせず、保険料免除制度をご利用ください。

申請が遅れると、申請前に生じた事故や病気による障害・死亡のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

### 【制度について】

1. 本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。
2. 天災や失業などの理由による申請もできます。(特例免除)
3. 原則、申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年の申請手続きを省略することができます。
4. 納付猶予となった期間は、年金額に反映されません。

### 【申請方法】

#### ◎申請場所

住民保険課 保険年金係  
熊谷年金事務所

#### ◎持参するもの

- ①基礎年金番号がわかるもの
- ②失業したかたは雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し
- ③学生の場合は学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー）または在学証明書

## マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

役場に来庁することなく、以下の手続きを行うことができますので、ご利用ください。

### 【対象手続】

- 国民年金第1号被保険者加入の届出
- 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- 国民年金保険料学生納付特例の申請

### 【電子申請のメリット】

- 24時間365日、申請できます！
- スマートフォンから申請できます！
- 処理状況も申請結果も確認できます！

## マイナポータルとねんきんネットをつなげると便利です！

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取ることができ、ご自身の年金記録や勤め先の履歴などが確認できます。

また、将来の年金見込額を試算できます。

手続きには、マイナンバーカードと取得時に設定したパスワードが必要になります。詳しくは、マイナポータルのホームページをご確認ください。



マイナポータル QRコード

## ■電話の場合（ねんきん加入者ダイヤル） ☎ 0570-003-004

※ 050 から始まる電話でかける場合 ☎ 03-6630-2525

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## 受け取る年金額を増やすこともできます

### 付加保険料について

定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せすると、老齢基礎年金に加算され年金額を増やすことができます。

手続きは年金事務所、役場で行うことができます。

国民年金基金に加入中のかたは、付加保険料を納付できません。

詳しくは、年金事務所ホームページをご確認ください。



年金事務所 ホームページ QRコード

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

## 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証は7月中に送付します

現在、交付している被保険者証の有効期限は、7月31日(月)までとなっています。

新しい被保険者証は、7月中に「簡易書留郵便」で送付します。

8月以降、病院や薬局などの医療機関にかかるときは、新しい被保険者証をご使用ください。

### 国民健康保険被保険者証

- ・世帯主あてに加入者全員分の被保険者証をまとめて送付します
- ・被保険者証は灰色です

### 後期高齢者医療被保険者証

- ・加入者一人ひとりに送付します
- ・被保険者証は緑色です

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

## 介護保険負担限度額認定の申請（更新）をお忘れなく！

介護保険負担限度額認定とは、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用するかたの食費・部屋代の自己負担額を世帯の課税状況や本人および配偶者の預貯金などにより「申請」に基づいて軽減する制度です。

認定証には有効期限（毎年7月31日）があり、更新が必要です。新規のかたの申請も随時受け付けています。

### 【対象者】 下記のすべてに該当するかた

- ①世帯全員の住民税が非課税（別世帯の配偶者も含む）のかた
- ②預貯金などの資産要件が基準額以下のかた

### 【必要なもの】

- ①預貯金通帳（普通・定期）の写し（最後に記帳してから2か月以内のもの）
- ②価額評価が安易なもの（有価証券、投資信託、金銀など）の資産評価できる書類

※配偶者の上記資産の写しも必要です。

### ●要件

利用者負担段階	対象となる収入・所得	預貯金などの資産要件
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下のかた	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下のかた	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超のかた	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

### ●自己負担額（負担限度額）

利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（特養等）	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円（320円）	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円（420円）	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	1,360円	1,300円

問合せ＝住民保険課 介護保険係 ☎76-1366